

未熟児養育医療給付事業 徴収基準月額表

階層区分	世帯の階層(細)区分		徴収基準	徴収基準	
			月額	加算月額	
A階層	生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)に基づく支援給付受給世帯		0円	0円	
B階層	A階層を除き、当該年度の市町村民税非課税世帯		2,600円	260円	
C階層	前年の所得税非課税世帯であって、当該年度の市町村民税の均等割又は所得割の課税世帯	C1階層	市町村民税の均等割のみの課税世帯	5,400円	540円
		C2階層	市町村民税所得割課税世帯	7,900円	790円
D階層	A階層及びB階層を除き、前年の所得税の額が次に掲げる税額である世帯	D1階層	15,000円以下	10,800円	1,080円
		D2階層	15,001円以上 40,000円以下の額	16,200円	1,620円
		D3階層	40,001円以上 70,000円以下の額	22,400円	2,240円
		D4階層	70,001円以上 183,000円以下の額	34,800円	3,480円
		D5階層	183,001円以上 403,000円以下の額	49,400円	4,940円
		D6階層	403,001円以上 703,000円以下の額	65,000円	6,500円
		D7階層	703,001円以上 1,078,000円以下の額	82,400円	8,240円
		D8階層	1,078,001円以上 1,632,000円以下の額	102,000円	10,200円
		D9階層	1,632,001円以上 2,303,000円以下の額	123,400円	12,340円
		D10階層	2,303,001円以上 3,117,000円以下の額	147,000円	14,700円
		D11階層	3,117,001円以上 4,173,000円以下の額	172,500円	17,250円
		D12階層	4,173,001円以上 5,334,000円以下の額	199,900円	19,990円
		D13階層	5,334,001円以上 6,674,000円以下の額	229,400円	22,940円
		D14階層	6,674,001円以上の額	全額	全額の10分の1に相当する額(その額が26,300円に満たない場合においては、26,300円)